

令和 7 年(2025 年)1 月 27 日

令和 6 年度低所得世帯支援給付金を給付します

国による「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえ、物価高の影響を受ける低所得世帯への支援として、令和 6 年度住民税非課税世帯への給付および低所得の子育て世帯への加算給付を、下記のとおり実施します。

記

1 給付対象

令和 6 年 12 月 13 日時点で彦根市に住民登録があり、世帯全員の令和 6 年度住民税が非課税である世帯。

※ ただし、以下の世帯は対象外となります。

- ・世帯全員が住民税課税者から扶養されている世帯
- ・租税条約により課税を免除されている方を含む世帯
- ・令和 6 年 1 月 2 日以降に入国した方のみで構成される世帯

(詳細は、別添チラシをご覧ください。)

2 給付額

1 世帯あたり 3 万円

対象世帯のうち、18 歳以下の児童がいる世帯に、児童 1 人につき 2 万円を加算。

3 申請手続き

対象と思われる世帯には、世帯主あてに次のいずれかの書類を送付します。

- (1) 「給付のお知らせ」が届いた方（プッシュ型給付）

申請は不要です。(口座変更を希望する場合等一部例外を除く。)

すでにマイナンバーカードで公金受取口座を登録されている方等が対象です。

- (2) 「給付要件確認書」または「給付金申請書」が届いた方（申請型給付）

申請が必要です。

令和 7 年 5 月 30 日(金)【16 時 45 分必着】までに、必要書類を添付の上、郵送で申請していただきます。

次のページに続きます。

4 給付スケジュール

日 付	内 容
1月下旬	挟み込みチラシを全戸配布（広報ひこね2月号）
2月25日	対象者あてに給付案内を発送
2月25日	受付開始（原則として郵送による申請）
3月上旬	給付開始 ・プッシュ型給付 3月7日(予定) ・申請型給付 3月14日以降、順次 ※振込の目安は、書類を受理してから約1か月後です。 ※ <u>給付金の振込をお知らせするハガキ(口座振込通知書)の送付はいたしません。申請者ご自身で通帳記帳等により確認していただきます。</u>
5月30日	受付終了（16時45分必着）

5 問合せ先

彦根市コールセンター 臨時特別給付金 担当

フリーダイヤル 0120-139-105

受付時間 平日 9:00～16:45

※土曜日、日曜日および祝日は、受付していません。

問い合わせ先

彦根市総務部臨時特別給付金室

担当：辻、橋本、島袋

電話：0749-30-9122